

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点合同現地対策本部棟等の設計方針（案）

平成 16 年 1 月 8 日
首都圏広域防災拠点整備協議会

- 1．現在のところ、首都圏における震災応急対策については、南関東地域震災対策応急活動要領（以下「南関東活動要領」という。）に基づき実施。本部棟等については、その供用後は首都圏における災害応急対策活動の現地対策の拠点として合同現地対策本部として機能するよう、応急活動の枠組みに適切に組み入れていくことが必要。
- 2．しかしながら、南関東活動要領においては、緊急災害対策本部の活動内容については、一定の整理がなされているものの、合同現地対策本部の機能について明確な記述は行われてはいない。
- 3．一方、平成 15 年 12 月に中央防災会議において決定された東海地震対策応急活動要領において、政府の現地対策本部の機能について南関東活動要領よりも詳細に記述。平成 16 年度以降に予定されている南関東活動要領の見直しの際には、同様の枠組みにより現地対策本部の機能の整理が行われるものと考えられる。
- 4．東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点に設置する合同現地対策本部の本部棟等については、将来における南関東活動要領の見直しを見据えつつ、以下の方針により設計を実施。

現行の南関東活動要領の枠組みを基本としつつ、東海地震対策応急活動要領の内容を反映し、現地対策本部の活動内容を想定。

本部棟の執務室面積等の算定の基礎とするため、想定活動内容をもとに、関係各省、都県市等からの想定活動人数を算定。

なお、平常時における本部棟などを活用して行う広域支援部隊等の合同訓練・研修、防災に関する体験学習などを踏まえ、公園施設として使用される部分と合築することにより、効率的な整備を図っていくこととする。